

議案第 36 号

天理市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例の一部改正  
について

天理市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成20年 3 月 6 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例の一部を改  
正する条例

天理市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例（平成 4 年 3 月天理市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項の表中「非課税の世帯」の次に「（地方税法（昭和25年法律第 226号）の規定による住宅借入金等特別税額控除の適用前に所得割の額が零である世帯をいう。）」を加え、「第 1 学年又は第 2 学年」を「第 1 学年から第 3 学年まで」に改める。

附 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。